

## 会津漆器産業従事者支援補助金交付要綱

(令和6年3月29日決裁)

### (趣旨)

第1条 市は、会津漆器産業の持続性を保持し、地場産業の振興を図るため、会津漆器産業従事者及び会津漆器協同組合が行う商品開発、需要開拓、情報発信など、会津漆器の振興に資すると認められる事業に要する経費について、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「会津漆器」及び「会津漆器産業従事者」とは別表第1に定めるところによる。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表第2の会津漆器産業従事者の欄に掲げる者及び会津漆器協同組合で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力からの資金提供を受けていないこと。
- (3) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金は、補助事業者が別表第3に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、当該補助事業に要する経費（以下、「補助対象経費」という。）について、補助事業者に予算の範囲で交付するものとし、その額は同表に掲げる補助額（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で市長が定める額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業着手の前日から起算して14日前までに会津漆器産業従事者支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画書（第2号様式）
  - (2) 補助事業に係る収支予算書
  - (3) 市税の納税証明書（滞納処分を受けたことのない証明）
  - (4) その他市長が必要とする書類
- 2 市長は、前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。
- 3 申請者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合

にあつては、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の決定）

第 6 条 市長は、規則第 5 条に規定する交付の決定に当たっては、前条第 3 項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 市長は、前条第 3 項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （計画変更等の承認）

第 7 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容又は経費の配分の変更、その他申請にかかる事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、速やかに第 3 号様式及びその他市長が必要とする書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業の対象となる経費の 20 パーセント以内の減少
- (2) 補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分（申請書に添付される補助事業計画の事業区分」中、最小の事業区分をいう。）ごとの各経費区分間の配分額の 20 パーセント以内の金額を変更しようとする場合
- (3) その他補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲内で、事業計画の細部の変更をする場合

#### （申請の取下げ）

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

#### （事故報告）

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 3 号の報告は、第 4 号様式によるものとする。

#### （遂行状況報告）

第 10 条 補助事業者は、規則第 11 条の規定により市長より求めがあつた際には、当該補助事業の遂行状況について、通知を受けた日から 30 日以内に第 5 号様式による報告書を市長に提出しなければならない。ただし、通知を受けた日から 30 日以内に補助事業を完了し、又は廃止したとき

を除く。

(実績報告)

第11条 規則第13条の報告書は、第6号様式とし、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から起算して20日以内に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第7号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書又は支払いを証する書類の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

3 補助事業者は、実績報告を行うときは、補助金等に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第12条 補助金の額の確定については、前条第1項の規定による報告を規則第13条に規定する報告とみなし、規則第14条の規定を準用する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、第8号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

- 第16条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）」に定める期間とする。ただし、取得価格及び効用の増加価格が50万円未満である設備、その他財産については、市長が特に認めるものを除き5年間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の取得価格が50万円以上の設備その他の財産とする。
  - 3 補助事業者は、以下の各号による取得財産等の処分をしようとする場合は、あらかじめ第9号様式による申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
    - (1) 取得財産等を他の用途に使用する場合
    - (2) 他の者に貸し付け、若しくは譲り渡す場合
    - (3) 他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合
  - 4 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該取得財産等を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第10号様式により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る会計帳簿、財産台帳及びその他の証拠書類等を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、市長からの求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(委任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

|           |  |
|-----------|--|
| 会津漆器      | 木製・樹脂等の素材を問わず、会津地域で製造している商品であること。                                  |
| 会津漆器産業従事者 | 会津若松市内で会津漆器の製造又は販売を主たる事業として営んでおり、補助事業完了後においても、漆器産業に継続して従事する意思を有する者 |

別表第2（第3条関係）

|       |                     |                          |          |
|-------|---------------------|--------------------------|----------|
| 交付対象者 | 会津漆器産業従事者<br>（1者のみ） | 会津漆器産業従事者のグループ<br>（2者以上） | 会津漆器協同組合 |
| 要件    | 会津漆器協同組合員<br>であること。 | 構成員に会津漆器協同組合員を<br>含むこと。  |          |

別表第3（第4条関係）

|      |  |                               |  |
|------|--|-------------------------------|--|
| 事業区分 | 商品開発事業、需要開拓事業、情報発信・PR事業                                    |                               |  |
| 事業内容 | 商品開発、需要開拓、情報発信など、広く会津漆器産業の振興に資すると認められる事業                   |                               |  |
| 経費区分 | 謝金、旅費、消耗品費、試作・改良費、広告宣伝費、役務費、通信運搬費、委託料、会場整備費、使用料及び賃借料、その他経費 |                               |  |
| 補助額  | 会津漆器産業従事者<br>（1者のみ）  | 補助対象経費の3分の1以内の額とし、10万円を限度とする。 |  |
|      | 会津漆器産業従事者<br>のグループ<br>（2者以上）                               | 補助対象経費の3分の1以内の額とし、25万円を限度とする。 |  |
|      | 会津漆器協同組合   | 補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。 |  |

備考 当該補助事業において、他団体からの収入がある場合は、補助対象経費からその収入額を控除した額を補助対象経費とする。